

○工事等成績評定結果の公表に関する実施要領

平成25年4月1日

施行

(目的)

第1条 この要領は、神奈川県内広域水道企業団が発注する工事及び計画調査委託(以下「工事等」という。)の請負契約に係る成績評定結果を公表するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、工事等成績評定要領(昭和56年5月20日施行)第2条の規定により評定を行う工事等とする。

(公表の内容)

第3条 前条に該当する工事については、工事等検査要綱(平成17年4月1日施行)第15条の規定により請負人に通知した完成検査結果通知書とする。

2 公表の内容は、契約番号、工事名、工事場所、請負人、請負金額及び評定点とし、工事等成績評定一覧(第1号様式)により行うものとする。

(公表の時期)

第4条 公表の時期は、前条第2項に定める工事等成績評定一覧を月単位で取りまとめた後、速やかに公表するものとする。

(公表の場所)

第5条 公表の場所は、総務部契約検査課にて行うものとする。

(公表の方法)

第6条 公表の方法は、自由閲覧方式とする。

(公表の期間)

第7条 閲覧に供する期間は、検査を実施した年度から翌年度の末日までとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、工事等成績評定結果の公表に関し必要な事項は、契約検査課長が定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

工事等成績評定一覧(年 月完了分)